2025年5月15日

各　位

会　社　名　日　本　郵　政　株　式　会　社
代 表 者 名　取締役兼代表執行役社長　増田　寛也
（コード番号：6178　東証プライム）
問 合 せ 先 経　営　企　画　部　Ｉ　Ｒ　室
（TEL. 03-3477-0206）

連結子会社の普通株式の一部処分に関するお知らせ

当社は、連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行（コード番号:7182　東証プライム）の普通株式の一部につき、株式処分信託の方法により処分することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本株式処分の概要

（１）処分株式の種類及び数	株式会社ゆうちょ銀行 普通株式17,993,700株
（２）処分方法	株式処分信託設定による処分。 なお、他社株式処分信託契約上、処分株式の議決権の行使は受託者が行うものとし、これにより当社は上記株式処分信託に係る処分株式につき、議決権を有しないこととなる。 信 託 先：三井住友信託銀行株式会社 信託目的：他社株式処分 契約締結予定日：未定（銀行法第52条の９第１項に基づく銀行主要株主の認可を取得し、信託契約締結のための準備手続き完了後）
（３）処分総額	未定
（４）処分日	未定（銀行法第52条の９第１項に基づく銀行主要株主の認可を取得後、株式処分信託の設定を行う予定。）

注意事項：
この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

２．本株式処分の目的

郵政民営化法は、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融２社」と総称する。）の株式については、その全部を処分することを目指し、金融２社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとしております。

また、当社は、2014 年 12 月に公表した「日本郵政グループ３社の株式上場について」において、金融２社の経営自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは保有割合がそれぞれ 50％程度となるまで、段階的に売却していく方針としてきました。

この趣旨に沿って、当社は、2024 年５月に公表した日本郵政グループ中期経営計画「ＪＰビジョン 2025＋（プラス）」において、2025 年度までに金融２社の保有割合を 50％以下とすることを目指すこととしており、2025 年２月 27 日公表の「連結子会社の普通株式の一部売却に関するお知らせ」のとおり、株式会社ゆうちょ銀行普通株式の売却を行い、当社の株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合は 50.40％となっております。

この度、上記方針を踏まえ、当社は、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合を 50％を下回る水準とする目的で当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行普通株式に係る株式処分信託（以下「本信託」という。）を設定し、当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出を行うことを決定いたしました。

３．今後の見通し

当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出により、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合は 49.90％程度（処分前 50.40％）まで低下する見込みです。議決権の保有割合は 50％を下回りますが、実質支配力基準により、株式会社ゆうちょ銀行が当社の連結子会社であることに変更はない予定です。また、当社にとって同社が銀行業を担う重要な会社であるという位置づけにも変更はありません。なお、本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出後の具体的な株式処分については、未定です。

当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出により、当社の株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合が 49.90％程度となった場合、当社は、郵政民営化法第 62 条第２項の規定に基づき、ゆうちょ銀行株式の２分の１以上を処分した旨を総務大臣に届け出る予定であり、当社が総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第 110 条の２に基づき、株式会社ゆうちょ銀行は、郵政民営化法第 110 条に係る認可は要しないこととなります。その代わり、株式会社ゆうちょ銀行が新規業務など郵政民営化法第 110 条に係る認可の対象であった一定の業務を行おうとする場合、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を行うことを要することとなる予定です。

併せて、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合が 50％を下回ることにより、当社は、銀行法に定める銀行を子会社とする持株会社（銀行持株会社）に該当しないこととなる予定です。

４．グローバル・オファリングに関するロックアップについて

2025 年２月 27 日に公表の「連結子会社の普通株式の一部売却に関するお知らせ」のとおり、当社は、大和証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及び JP モ

注意事項：
この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

ルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。）に対し、売出価格等決定日である 2025 年３月 10 日から受渡期日である 2025 年３月 17 日（当日を含む。）後 180 日目の日である 2025 年９月 12 日（当日を含む。）までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、株式会社ゆうちょ銀行普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を合意しております。

また、当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の拠出が行われた場合であっても、本信託の信託契約上、ロックアップ期間中の本信託による株式会社ゆうちょ銀行普通株式の市場売却は行われない旨が合意されております。

そのため、本信託による株式会社ゆうちょ銀行普通株式の市場売却は、ロックアップ期間後の 2025 年９月 13 日以降開始される予定です。

以　上

注意事項：
この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。